

審議会議事録（平成23年2月2日開催）

開会から会長あいさつまで

- ・事務局開会あいさつ
- ・会長あいさつ

議事1) 水道ビジョンについて（資料1）

会長 それでは水道ビジョンについての基本理念及び基本方針(案)について事務局説明をお願いします。

事務局 水道ビジョンについて基本理念及び基本方針（案）、今後の施策(案)及び事業スケジュール(案)について資料1. 2により（説明）

会長 新旧対照表を基に改正点の節メスがありました。ご質問はありますか。

委員 地域への貢献のところに「グローバル」や「エキスパート」というカタカナが使われているが、必要か。「コンビニエンスストア」は一般的に名詞化されているので問題ないが、「グローバル」は前文の地球的な規模で考えながら特定の地域に根ざして活動するということが正に「グローバル」のことだから改まって書く必要があるのか。

委員 強調の意味で「グローバル」を加えているのではないか。それよりも「地域的な規模で考えながら特定の地域に」と記述しているが「地球的な視点で考えながら個々の地域に」としたほうが良いと思う。

委員 また、「エキスパート」も「専門家」とした方が良いのではないか。

会長 これは、世代間が違うので何とも言えない。

委員 適切な日本語がないのならば仕方がないが。

委員 1 ページの基本理念の文章で、「したがって、本ビジョンの定める計画期間は」というのがあり、事業コンセプトで「お客様に信頼される水道を次の世代へ」はいいが、これを説明する文で、あくまでも次の世代にサービスの良いものを出すという表現になっているので、文章から「将来に向けて」を削除し、「これらのメリットを最大限活用しつつ、計画期間中に質の高い給水サービスを提供し続けていく」とした方が、コンセプトは次の世代までで、説明文は計画期間中にもメリットを最大限に活用するし、体制を強化して次の世代へも引き継ぐということに繋がるので、変えた方が良いのではないか。「将来に向けて」を消して、計画期間中も実施する。さらに次世代でも実施するという表現にするか、次世代だけを焦点にした表現とするかになるが、私はコンセプトは次世代のみの記述でも構わないが、中身は期間中も頑張るし、次世代へも引き継ぐということをはっきり示すべきだと思う。

- 会長 文章が長いのでどこかで一度切った方が分かり易いかも。基本理念、基本方針について他にご質問はありませんか。
- 事務局 事務局側でチェックを怠っていた箇所がひとつあります。基本理念の冒頭の文章で「垂直統合」という言葉については用語解説をするという説明をし、「宗像・福津両市」の後に「末端給水事業」を加えることとしておりましたが、その文章が欠落しておりますので、ここで加えさせていただきます。
- 会長 基本理念の中に「新しい価値観」という記述がありますが、これの具体的な内容は何ですか。
- 事務局 内部で、今後の宗像地区事務組合で行う水道事業をどういう形態、スタイルで行っていくのがベストなのかを議論した際に、こと水道事業に関しては、公の直営による事業経営が望ましいだろうというところのものが、水道法等の改正により第三者委託制度が認められ、他事業者も民間へ第三者委託し、委託を受けた業者が水道法等の拘束を受けながら行っていく事業形態になってきており、中小水道事業者は、そういう形態に変革する時期が来ているのではないかという議論を行った。このことについては、後の審議会でも議論いただきたいが、組合としてどういう形が良いのか、職員を雇用して、ベテラン職員が持っている技術と知識を継承しながら、直営を堅持すべきだとか、大きな事業体の力を借りながら、第三者委託の制度を活用して行っていくべきだという意見が出た。このことが先程ご指摘の「新しい価値観」と繋がりがあるかどうかは分かりませんが、今後このことも含めて議論いただきたいと思います。
- 会長 それでは、次の施策体系は用語の変更だけでしたので、第5章の今後の施策についてご意見をお願いします。
- 委員 5.1のaの水質強化の文章で、冒頭にいきなり「引き続き」という記述があるが、何に引き続きなのか分からない。
- 事務局 3章の現状課題で原水水質の監視を行っているとしているので、そこを受けて、引き続きと記述している。
- 委員 章の冒頭だし、無くても意味が通じるように思える。
- 委員 今のところはいらないと思う。
- 事務局 それと、監視を行い、事故防止を図って事故が発生した場合に、どう対応するか順に書かなければならないのに、事故が発生した場合から始まっていて、防止についての記述がない。
- 事務局 ここでの、河川上流域での水質事故等が発生した場合というのは、こちらが防止策を行うというよりは、例えば上流で油の流出等が起きた場合を想定しておりまして、上流の工場排水や農業者のオイル等の流入を直接防止することは、組合の立場としては非常に困難であるため、「水質事故等が発生した場合」という記述にいたしました。

- 委員 個別の対策は言われる通りですが、油の問題や農薬の問題にしても、こちらが広報活動等を行いながら、事故防止を働きかけていく。実際に行うのは別のところだが、組合として行える防止策については記述すべきではないかと思う。
- 委員 一般論から言えば、委員さんが言われる通りだと思う。事業者側の意向も理解できるが、ひとつのテーマとして訴える場合は、まず、起こらないようにします。起きた場合はどうしますという記述が分かり易い。「監視します」、「防止に努めます」、「何かあったら対応します」というのが必要ではないか。
- 委員 実際には、そういった防止も実施されているのではないか。
- 事務局 今年度、何件か水質事故が起きていますが、全ての方にPRということは難しい。例えば車の事故でオイルが漏れたとか、農業用排水路に流れた農薬が主流の河川に流れ込んだ時など、想定外の場合が多いので、その防止策をどのようにPRしていけば良いのか悩むところである。
- 会長 その啓蒙活動というのはないのですか。
- 事務局 その対象が難しい。
- 委員 基本的には啓蒙活動になると思うが、啓蒙という事故防止に繋がると思う。
- 事務局 基本的には釣川は2級河川で県の管理管轄となり、その監視体制については県が中心に行い、事故が起きた場合には、県からその内容の連絡が組合にあり、それに基づいて対応を図るとというのが現状です。その防止を啓蒙するということは、同時に県も啓蒙をお願いすることになりますので。
- 委員 だから、関係行政に働きかけるし、関係農業団体にも働きかけるということです。こうやれば、事故が起きる可能性が低いということなどの啓蒙を、実際は県が行うべきものであるが、関係のある組合が水の知識や技術もあるので行うべきではないかということです。
- 委員 事故防止については、責任が持てないという事務局の気持ちも分かるが、文章化するのならばひとセットになるのではないか。
- 委員 2級河川だから県と言われましたが、例えば私がオイルを溢すなどの事故を起こした場合に、県のどこに連絡すればいいのか分からないので、実際には密接に関係のある水道関係や市に連絡することになると思う。よって、何かあったら早急に連絡するとか、その連絡先程度でよいから記述したほうが良いのではないか。
- 事務局 事故防止については、広義の意味及び協議の意味合いのものもあり、また、事故防止をやる主体は何処なのかという議論もあると思うが、委員さんの意見は充分理解できるので、ここの文章化については宿題として事務局預りにさせて下さい。

- 委員 同じ項目の貯水槽水道管理のところ、前回から問題提起の文章を削除したところがあるが、それを省いた文章だと一般市民は貯水槽に何の問題があるのか分からないので、「適切な管理を行うことから」などの言葉を加え工夫した方が良いのではないかと。
- 会長 一般的には、貯水槽水道という言葉はないと思うが。それと、これは戸建ては考えなくて、マンションなどのことを指しているわけですよ。
- 委員 直結直圧給水ということで、貯水槽はいらなくて一般の直圧でやりますということですか。
- 事務局 「やります」というより「やれます」です。ある一定の水圧等の条件が整えば、直結直圧給水で3階若しくは4階まで給水出来ますということですよ。
- 委員 逆にこれを書くと、先程の話ではないが、積極的にやっていかなければならなくなるのではないかと。
- 事務局 実施するのは、事業主であり建物の施主です。組合の所有は道路までの配水管なので、そこから分岐して敷地内への給水管等は、施工主の行うこととなります。つまりビル、アパート、マンションの所有者の方が実施するものです。
- 委員 そうすると抜本的な対策として、そういう働きかけをやると、これは水道事業者ではなく相手の責任において行うものなので、切り替えを促進するというだけでなく、相手がこのことをよく知らないの必要な働きかけをするという内容の文面にしないと、水道事業者が積極的に切替えを実施しなくてはいけないと取られないかと。
- 事務局 切替えを促進するという文言なので、切替えは施主がやられるという意味ですよ。
- 委員 ですから、「働きかけをする」という表現が良いのではないかと。
- 事務局 働きかけまでは実施しない。小型貯水槽から耐用年数などが来て直圧給水へ切替えるかは、設置者の判断になるので、組合が積極的に切替えませんかという働きかけは行わない。
- 委員 そうすると、指導、助言という表現にしないと「切替えを促進します」という表現だと分かり辛い。
- 事務局 指導、助言もしない予定だ。あくまで相手側から協議があった時に、条件が整えば直結直圧給水が出来ること、そうすることによって綺麗な水の供給が保たれることを伝えるだけだ。
- 委員 それであれば尚更に、指導、助言もしないということなのに、今の表現は水道事業者が責任を負う形になっている。
- 事務局 いろいろな意見が出ましたので、再度、練り直します。
今のところは、基本方針で最初の「安心・安全な水の提供」の項目で「貯水槽水道の実情を把握し、小規模貯水槽の設置者が適正な管理

を実施できるよう働きかけます。」ということをもつて謳っておりますので、小規模貯水槽の設置者が貯水槽の管理をしなければならないことはここで分かるのかなと思います。また、これに繋がるところが今後の施策になりますので、多少文章が抜けているところがあるやもしれませんが、あくまで理念を受けての記述となっています。

会長 他に質問はありませんか。

委員 経営基盤の強化の技術基盤の強化のところ、文面は第三者委託の導入に向けて具体的に検討しますとなっているが、下の施策は第三者委託の導入と言いきっていますが、これは導入を検討するものなのか、導入することを前提に具体的なことを検討するのどちらですか。

事務局 意味合いとしては、後者だと思います。この件については、審議会の意見を充分にお伺いしたいことは、先程申し上げましたが、もうこの手しかないだろう。制度は出来ていたが具体的な検討は怠っていた。状況として時間的な余裕もないので、あえて施策のところ、第三者委託の導入という表現を採用した。むこう10年の間に導入しなければならない状態がくるだろうということでこの記述とした。ただ、導入するか否かについて具体的な検討を現在行っているかということ、行っていないというのが正直なところでは。

会長 「お客様サービスの向上」のところの施策で広報・広聴活動の充実というのがありますが、「広聴」の「広」は広く聞くという意味から「広」を使っているのですか。

事務局 「こうちょう」の「こう」は「公」も使いますし「広」も使われています。一般的にこの文面では「広」をつかっている場合がおおいので採用した。「公」は、どちらかということこちらから積極的に尋ね聞く場合は使いますが、今回はお客様からの積極的な意見を聞くことなので「広」を使った。

委員 参考資料の用語解説に「可とう管」が載っていない。これも分かり辛いので解説が必要だ。

事務局 用語解説に載っている言葉は例示ですから、その他の専門用語及び分かり辛い言葉も加える予定です。

委員 9ページに「自己水源として河川水等を利用しており、上流域の森林保全活動等については、関係機関と調整の上、積極的に参加します。」という表現がありますが、河川水等を管理するという内容が欠落しているのではないかと。

事務局 この項目は河川水についてではなく水源保安林の保全の括りなので、上流域の森林保全活動をという表現とした。

委員 河川水を利用しているので、河川水の管理、水源保安林の保全という表現で、一番大事なのは河川水を利用していることで、それが汚れているか否かは常に管理している。更にその原因となる上流の森林保

全についても、追及していくという流れが良いのではないか。

事務局 その内容は、他の項目の内容になるので、ここはあくまで水源保安林の保全の括りなので記述のとおりとなる。もしその内容の記述が必要ならば、河川について謳っている項目で追加すべきと考える。

委員 別の項目で、水質汚染の内容が加味されていれば問題ないが。

会長 第5章の今後の施策のところの、水質管理の強化に当たりますが、委員さんが言われているのが、河川管理について言われているのか、水道水源としてこの事業体の話をされているのか分かりませんが、河川管理者であれば県ですね。

委員 そのことは、先程出たように管理者が県だから何もやらないというのではなく、関係機関と連携してきちんと対応する主旨のことは触れるべきと言っている。

事務局 その文言が必要ならば、今言われた第5章の水質管理の強化で触れて、水源保安林の保全の項目については、現状の表記に留めたい。

委員 (9ページ) 同じところに「関係機関と調整の上」という表現がありますが、調整ではなく連携ではないか。また、同じ5.5の環境への配慮の環境負荷の削減のところで、「浄水工程で発生する汚泥等の再利用については、さらなる再利用の推進を図ります。」となっていて、再利用という言葉が重なっているので、「再」という字を省いてもいいのかなと思う。

会長 今までの意見を参考に事務局で検討していただいて次回会議に提出下さい。では、次の「財政見通し」に入る前に休憩を取ります。

《休憩5分》

会長 再開してもよろしいでしょうか。それでは財政見通しについて事務局の説明をお願いします。

事務局 財政見通しについて資料3により説明。

委員 北九州市からの受水費は5年間で80円で、その後が90円ということで、90円で打ち止めですか。

事務局 前回に局長が説明したように、確定値ではありませんが、平成23年度から5年間で80円、次の5年間で90円で、最終的には100円になる予定で考えています。

委員 この財政見通しの年度までは90円だが、その先は100円になるということですか。

事務局 はい、その通りです。

委員 補填財源の欄がありますが、補填財源とは内部留保金ですか。

事務局 はい。

委員 内部留保金を財源としなければいけないのは、起債償還金だけでは

なく、建設改良費も入ると思うが、これは起債補填財源だけを計上しているのか、将来的な建設改良費も含まれているのか。

事務局 全て含んでいます。

委員 償還をしていく企業債ですが、今まで借りた分は何処からの借入ですか。

事務局 財務省、金融公庫、縁故債があります。

委員 証券発行によって、繰上償還が出来ない性質のものがありますか。

事務局 全て、証書借入によるものです。国の補償金免除繰上償還制度によって該当する利率のもの殆どを繰上償還しております。

委員 証券発行だと繰上出来ないし、縁故債にはないが、国の公庫等からの借入分は補償金を払うなど面倒である。貸借対照表が手元にないから詳しいことは分からないが、そういった内訳についても、今後説明して頂けますか。それと、料金は何年間を見通して検討されるつもりか、通常はいついつまでの採算性を見て料金を決められると思うが。

事務局 通常は3年ないし5年間のスパンで決定するが、今回は、この計画期間の10年、また、その先を見据えて検討していきたいと考えています。

委員 これを見て32年から後のことを考えると心細く感じる数字が出ているが、どこを見据えてどこまでが私たちの責任で議論しなければならないのかと思う。

委員 内部留保金は、一括内部留保金として留めているのか、引当金化しているものがあるのか。例えば、減価償却引当金や建設改良引当金などはあるのか。

事務局 一部あります。法定積立で起債元金償還のための引当てがあります。

委員 引当てたものは自由に使えないものですね。

事務局 その引当てた目的以外には使用できません。

委員 資本収支の出資金は市からの出資金ですか。

事務局 はい、そうです。

委員 返還金はなんですか。

事務局 国庫補助金の返還金で、最終的に消費税分を返還する必要がありますので計上しています。国庫補助事業を実施した場合に消費税を含んだところの事業費で申請し補助金を受け入れる。それを精算の段階で消費税を返すので、どうしても翌年度の計上となります。

会長 資料1の事業スケジュールに書かれていることが反映されているわけですね。

事務局 具体的な事業を反映させたものは次回提示しようと思っています。今回のものは、補助事業を中心に当てはめたものです。

会長 今後、いくつかのシナリオなりシュミレーションを作成されるのですか。それともこの内容でいくのですか。

- 事務局 内部協議はまだだが、事務レベルではいくつかのパターンは作成している。また、今後事業計画等がはっきりすれば、その当たりの金額も精査されてくるので、そこを含んだところで、どの程度の料金改定が可能なのかを示した資料配布を考えています。
- 会長 10年スパンということだが、10年先の平成32年はどういう姿を目標とされているのですか。
- 事務局 今、示している財政計画は、先程説明したとおり費用については暫定的に5%の伸び率でということをして平成23年度予算案をベースに積算したもので、最終目標を掲げたものではない。これはあくまで現状で5%の料金値下げを行った場合の今後10年間の動きをシュミレーションしたものであるという理解を持ってほしい。今後は、事業計画に基づきながら金額を精査し、料金体系も含めて検討していきたいと思っています。
- 会長 前提条件を加味しながら、いくつかシュミレーションしてどういう形が望ましいかを議論していくということですね。
- 委員 ビジョンで「次世代に繋いでいく」ということにしているが、先程指摘があったように、32年以降はかなり収支が厳しくなっていくことが予測される。つまり平成28年から給水原価と供給単価が逆転し、また、平成32年からは北九州市からの受水単価も変わる。事業規模が大きくなってきているので、料金体系を逡増型から逡減型にして何かスケールメリットを出していき料金を下げていかないと、次世代に繋ぐことが出来ないのではないかと。
- 事務局 委員が言われている逡増型は、使えば使うほど高い料金体系になっておりまして、何故そういう体系で実施しているかは、節水型、水も大事な資源なので大切に使うという環境配慮から、この体系で運用している事業体が多い。今回のビジョンの中でも、「次世代」、「環境」といっておりますので、それを料金体系にどう反映させるのか、基本水料金をどうするのか、基本水量、逡減型か逡増型にするかなどを含めて、皆さんと審議していきたいし、それに必要な資料収集に努めたいと思っています。今ここで、どちらが望ましいという意見は事務局としてはまだ持ち合わせていません。
- 委員 人口推計が3年から5年ならある程度見込めるが、10年見通しとなると、推計が難しいね、減るのか増えるのか。多分減るのだと思うが、また、福岡駅裏で大型開発を行っているが、そこに張り付くか付かないかで大きく変わるね。
- 事務局 福岡駅東の開発については、見込んだところで推計しており、これが衰退すると経営的に非常に厳しくなっていくことを感じています。
- 事務局 関係市の政策とも関連してきます。逡増型、逡減型にしてもそうだし、企業誘致を図るからこういう体系でしてほしいとか、駅東につい

でも、満杯になることを想定して人口推計しているところもあるかもしれないが、我々としては安全な試算を行う必要があると思っています。また、平成22年度の国勢調査の結果も、具体的な集計が終わっていないので、それを基にしたところのものも調整が必要だろう。ただ、最終答申までには間に合わないだろうがある一定の方向性までは出せるのではないかと理解している。出来る限りのものはこの10年間の財政計画に注入しながら、こういう条件を持ってこうすれば、この位の料金体系になるというある一定の姿を模索して頂ければ有り難いと思っています。

委員 なるべく可能な限り下げたいと思っているが、難しいね。
会長 他に意見はありませんか。

《意見なし》

会長 意見が無いようなので本日の会議は終了します。

事務局 次期開催日（3月17日午後3時から）を報告し、閉会